

宿毛市契約管理システム導入業務
公募型プロポーザル審査要領

1 書類審査（1次審査）

参加意向申出書の提出があった業者のうち、参加資格のある業者が5社を超える場合は、書類審査により2次審査（プレゼンテーション）参加者5社を選考する。なお、申込者が5社以下の場合は、1次審査を省略できる。

2 プレゼンテーション及びヒアリング（2次審査）

参加意向申出書の提出があった事業者に対し、次により企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

（1）実施日時・場所

令和5年9月下旬 宿毛市役所 3階会議室

※詳細については別途文書にて通知します。

（2）実施時間

1事業者につき40分以内（プレゼンテーション20分以内、ヒアリング20分以内）とする。なお、説明資料、パソコン等の準備は、プレゼンテーション開始前10分程度で行うこと。

（3）出席者

説明者は、本業務の管理責任者を含め、3名以内とする。

（4）その他

ア プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とする。

イ プレゼンテーション及びヒアリングの順番は、原則参加意向申出書の受付順とする。

ウ プレゼンテーションで使用する機材等がある場合は、事業者で用意すること。

エ プレゼンテーションは提出した資料を基に行うこと。原則、追加提案の説明や追加資料の配布は認めない。なお、模型の提示及び動画の使用は認めない。

オ プロジェクターは事務局で用意するが、使用する場合は事前に連絡すること。

（5）選定方法

事業者の選定は、審査委員会において、提出書類と提案内容のプレゼ

ンテーションにより【3 選考基準】に基づき審査を行い、総合点の最高得点者を優先交渉権者とし、次に得点の高かった者を次点交渉権者として選定する。

ただし、最高得点と同点の場合は、参考見積（任意様式）の徴取を行い、導入費用と次年度以降の保守費用等を考慮し、安価な者から順位付けを行う。

3 選定基準

書類及びプレゼンテーション並びにヒアリングの評価は下表の基準により行う。

【審査項目及び評価基準・着眼点】

区分	No.	審査項目	着眼点	配点		
				内訳	ウェイト	
事業者評価	1	導入実績	県内の自治体と契約実績はあるか。	30	30	15.0
	2	要求機能要件	システムの機能として要求している内容が達成できるかどうか。	30	30	15.0
提案システム評価	3	セキュリティ対策 障害発生時の対応	情報の漏えいやウイルス等に対する対策は十分か。	70	20	10.0
			データのバックアップ方法は十分か。		20	10.0
			システム障害が発生したときの対応策は十分か。		30	15.0
	4	操作方法、検索機能等	画面構成等が分かり易いか。	30	10	5.0
			優れた操作性を有しているか。		10	5.0
			条件ごとの検索機能を有しているか。		10	5.0
	5	業務の効率化に資する機能	入力や未入力等の誤りを未然に防ぐ機能は十分か。	50	30	15.0
			入力作業等において事務の効率化につながる機能は十分か。		20	10.0
	6	データ集計、移行、出力機能	各種データの集計・抽出・出力が可能か。	40	20	10.0
			操作のし易さは十分か		20	10.0
	7	導入時のシステム説明	職員への研修や操作説明会の開催	40	20	10.0
			システム概要書、操作マニュアルの作成		20	10.0
8	システム導入後のフォローアップ等	導入後のシステム運用への対応は十分か。	50	20	10.0	
		システム運用開始時における現地での作業指導		10	5.0	
		導入時想定外の事象への対応は十分か。		20	10.0	
その他	その他の付加価値や拡張性	本市が求めている仕様以外の有用な機能等は十分か。	40	10	5.0	
		今後追加することができる機能等は十分か。		10	5.0	
		対応不可、代替案、別途有償項目などがなく十分に対応が可能か。		20	10.0	
10	契約管理システム導入経費及び保守経費等	導入経費及び保守経費は適切か。 ※導入経費が提案上限額を超えている場合は失格	20	20	10.0	
計				400		

【採点方法】

着眼点毎に5段階で採点を行う。(極めて良好:2.0点、良好1.5点、普通1.0点、やや不十分0.5点、不十分0.0点)

配点の内訳を満点として、着眼点毎に定められたウェイトと5段階で採点した点数を掛けて、評価点とする。